

平成25年度

事業計画

平成25年 4月 1日から
平成26年 3月31日まで

公益社団法人徳島県環境技術センター

平成25年度 事業計画書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日まで)

今年度は、アベノミクスによる経済の再生を追い風として、当法人は、浄化槽のさらなる普及と適正な維持管理を確保できるシステムの確立を目指します。

具体的には、今なお13万基余りが残されている単独処理浄化槽、および汲み取りトイレ約5万基、併せて18万基に及ぶ雑排水未処理施設を、市町村設置型浄化槽導入によって、合併処理浄化槽への転換を進めて参ります。なお推進にあたっては、市町村への負担が少なく、整備スピードが速いPFI方式の導入を提案いたします。

また、平成22年度から進めている地域ごとの維持管理協議会の設立と新規設置者が対象となる標準契約制度を県内に定着させるため、業界内の連携・協力体制を強化いたします。さらには、一括契約により、発生量が増加すると思われる汚泥を処理するため、コンポスト化等、リサイクル技術の研究とその普及を推進いたします。

一方、浄化槽の設置と適正な維持管理を確保するためには、無資格者の排除や名義貸しの撲滅が不可欠であり、これらの具体的な対策を検討すると共に、資格者に対しては、このところ技術革新がめざましい浄化槽（污水处理技術）に対応するため、高度な知識と技能を習得するための講習会・研修会を積極的に開催いたします。

なお、検査機関としては、昨年度の誤発送事故を教訓として、個人情報の管理を徹底すると共に、プライバシーマークの取得をはじめ、講習会・研修会を頻繁に開催するなど、あらゆる機会を通じ、職員のコンプライアンス意識の向上に努めます。

〈事業計画〉

1 浄化槽による公共用水域の水質保全事業（公益目的事業1）

（1）浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の検査に関する事業（公1検査）

1）県民の生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第7条及び第11条に基づき水質に関する検査を実施する。

平成24年度は、有効な経済対策が行われなかったことによる社会全体の冷え込みが、不公平感を助長し受検拒否者の増加を招いた。

また、一斉検査が県内を一巡し新規開拓の対象が無くなったことや、督促通知の効果が低下したことにより、受検数が伸び悩み、計画数に届かなかった。

24年度から、維持管理標準契約が義務づけられたものの、すぐには受検率の向上が見込めないことから、平成25年度は、11条検査の目標数の設定を昨年度と同様の85,000基とした。

これにより、本年度の受検率は未だ50%に届かないものの、平成26年度での達成を視野に入れ、その足場を固めたい。

なお、環境省より示された、『浄化槽の水質に関する検査における制度管理手法の導入マニュアル』に基づき、制度管理を含めた検査の信頼性を確保するための組織的体系的な仕組みや手順を構築するため、『法定検査精度管理システム』の導入を検討する。

《検査予定数》

区分	予定数	備考
7条検査	2,500基	受検率100%
11条検査	85,000基	受検率47.2%
合計	87,500基	

2) 浄化槽法定検査の受検指導に関する事業

- ① 浄化槽設置者間の不公平を是正するため、未受検者に対し、粘り強く検査の必要性を説明する。
具体的には次のような方法で受検勧奨を行う。
 - ・ 検査員及びテレホンアポインターによる電話受検指導の強化
 - ・ 検査機関の督促通知方法を見直し、より効果的な指導方法を検討する。
 - ・ 管理者不明施設の再調査を行い、通知未達・連絡不通を無くす。
 - ・ 県民局との連携による未受検者宅への個別訪問指導
 - ・ 違法（無届）浄化槽に対する届出指導及び受検指導
 - ・ 大規模浄化槽、又は複数の施設を所有する事業者等を対象に、県及び市町村と連携して受検指導の強化を図る。
- ② 環境省および県が推奨する維持管理一括契約等、適正な維持管理を担保しつつ、法定検査の受検が継続するシステムを構築し、受検率向上を図る。
なお、25年度は、西部総合県民局管内で維持管理協議会の設立を目指すと共に、既存浄化槽についても、一括契約を推進し、施工・保守点検・清掃の各業界と検査機関が連携して、維持管理の徹底を図る。
- ③ 法定検査結果の信頼性、公平性、透明性を確保するため、県と検査機関の実務者で構成する法定検査検討会に参加し、法定検査の判断基準、改善指導方法等について十分に検討を行う。年2回以上実施し、未受検者への指導方法等の詳細を協議する。
- ④ 施工上の不備等を早い段階で発見し、早期改善を図ることにより、7条検査での不適正率（数）を減少させると共に、適正な施工を啓発・普及するため、市町村の委託事業の事前確認検査、竣工審査等を実施する。
- ⑤ 不良浄化槽の排除及び浄化槽の性能向上を目的として、（公財）日本環境整備教育センターの委託を受け、浄化槽が実際に使用されている状態で、所期の性能が発揮されているかを詳細に調査（実地調査）、7条検査結果の情報と併せてそのデータや得られた知見を浄化槽メーカーにフィードバックするシステムを構築し、製品の改善と機能の向上を図る。
- ⑥ 検査員の専門知識の習得と技術力の向上を目的として、全国浄化槽技術研究集会、四国地区検査員研修会、その他各種講習会・研修会等に参加し、人材育成を図る。

(2) 検査台帳の整備、データ管理事業（公1台帳整備）

- 1) 設置後のトラブルを未然に防止するため、設置に関する事前相談及び法令で定められた手続きに関する指導・助言を行う。
- 2) 適確な指導や迅速な苦情処理を行うため、調査専門職員を配置し、適宜現地調査を実施し、下水道接続による廃止や持ち主変更などの浄化槽データ更新を常に行い、収集した情報を適切に管理し整備する。
なお、調査が完了し、廃止等が明確な施設は、台帳からの削除等について行政と協議する。
- 3) 保守点検業者の協力を得て、使用開始報告書提出の徹底を図る。

(3) 不適正浄化槽の改善確認、水質改善の調査研究（公1改善指導）

- 1) 不適正浄化槽について早期の機能回復を図るため、漏水や破損、勾配不良等、工事・構造上の不備が適正に改善されているか追跡調査を行うと共に、未改善施設については、翌年度の検査時に、改善方法に関する指導・助言等が的確に実施出来るよう、具体的な改善手法について検討する。
- 2) 地域の水質保全を図るため、BOD超過等放流水質悪化施設については、二次検査を実施し水質悪化原因を究明、改善策を提示する。また必要に応じて、現場施設での水質改善実験等を行い、その原因を除去あるいは緩和する方策を調査・研究する。
- 3) 所有する膨大なデータの結果から、機種ごとの水質結果や問題点、建築用途ごとの使用実態（人員等）と水質、清掃頻度との関連などを調査・研究する。（昨年度は全国大会で発表）

(4) 浄化槽の機能保証制度に関する事業（公1保証）

- 1) 浄化槽に対する県民の信頼、並びに安全安心を確保し、かつ原因者が修復できない又は原因者が特定出来ない場合に、早期に浄化槽の改善を確保、公共用水域の水質保全を図るため、設置者に浄化槽機能保証制度の周知を図り、活用してもらうよう積極的にこの制度のPRを行う。
また、設置者に認識をもってもらう措置として、従来の保証書に加え、保証シールを作成、発行する。
なお、浄化槽機能保証登録予定基数は2, 200基とする。

(5) 浄化槽の適正施工・維持管理の啓発・相談等（公1啓発）

- 1) 浄化槽の適正な施工及び維持管理に関する普及啓発を図るため、環境月間に合わせ、広報パレード等を実施する。
- 2) 環境フェア、または浄化槽月間のイベントに参加し、パンフレットの配布、アンケート、相談コーナーの設置を通じて適正な維持管理等の啓発を実施する。
- 3) 浄化槽についての正しい知識の普及を図るため、ケーブルテレビをはじめとするあらゆるメディアを活用すると共に、広報車両を用いた啓発を実施する。
- 4) 設置者と直接話をする機会が多い、保守点検事業者（浄化槽管理士）の協力を得て、維持管理一括契約のメリット等についてパンフレットの配布等を通じ啓発を行う。
- 5) お客様相談窓口を設置し、一般住民からの浄化槽に関する様々な質問、苦情やトラブル等の相談に専門知識を持つ検査員等の職員が随時電話や電子メールで対応する。

(6) 浄化槽に関する講習会・研修会の開催（公1講習会）

- 1) 浄化槽に関する正しい知識の普及を図るため、新規設置者を対象とした浄化槽教室を開催する。
なお、参加者には、点検記録保存用ファイルやリーフレット等を配布し維持管理の重要性を周知する。
＜詳細は別表2-1＞・・・未定
- 2) 適正な施工及び維持管理を確保するため、日本環境整備教育センター等から講師を招き浄化槽関係の技術者（資格者）を対象とした専門技術に関する講習会・研修会を開催する。
- 3) 処理方式や機能がメーカーごとに大きく異なることから、トラブルを未然に防ぎ、処理機能を100%発揮させることを目的に、各地域で、メーカー講習会を開催する。
- 4) 浄化槽の信頼性向上のため、『施工マニュアル』及び『保守点検マニュアル』を今年度中に作成し、適正な施工及び維持管理の周知徹底を図る。
- 5) 浄化槽の現状や事例の報告、情報提供等を目的に、市町村等行政担当者、一般住民等を対象とした浄化槽説明会等を開催する。

(7) 浄化槽に関する情報の収集、情報誌の発行事業（公1情報収集）

- 1) 浄化槽に関するデータや最新情報、法律改正など行政の動向など必要な情報を提供するため、毎月1回情報誌「みどり」を発行する。
- 2) 法定検査結果の分析や統計処理を行い、HPで公表すると共に、浄化槽に関する課題や問題点に対する改善策等を提案する。
- 3) ホームページを通じて広く一般県民に対し、法人の組織や活動状況のPRを行うと共に、浄化槽の大切な役割、メリット等について啓発を行う。

(8) 地域の水環境保全のため、浄化槽の普及を図る事業（公1普及促進）

- 1) 未処理の雑排水による公共用水域の水質悪化を防止するため、県内市町村に対して、合併処理浄化槽の面的な整備が可能な市町村設置型浄化槽の制度導入を推進するため県下の市町村長に対して要望活動を実施する。
- 2) 公共用水域の汚濁防止を目的として、汲み取りトイレ又は単独浄化槽を使用する一般住民に対して、新聞・HPへの掲載・パンフレットの配布等を通じて、合併処理浄化槽への転換を推進す

る。(徳島市からの委託含む) 維持管理費の補助金なども市町村へ要望する。

(9) その他地域の水環境保全、公衆衛生の意識高揚を図るための事業(公1水質保全)

- 1) 環境保全の意識高揚を図り、美しい水環境を後世へ引き継ぐため、河川敷等水際の清掃・美化活動や河川上流部に広葉樹木の植樹を行うなどのボランティア活動を実施する。上勝町の植樹活動・津田公園のパークアドプト実施
- 2) 浴場やプール等の水質検査の結果、公衆衛生上問題が生じる可能性があると考えられる場合等には、その再検査費用の一部を補助し、検査機会を増やすことによって公衆衛生の意識高揚を図る。
- 3) 環境教育の一環として、児童・生徒を対象とした、環境教室・出前講座など、子供向けの啓発事業を実施する。
本年度は、東部・西部の市町村に働きかけ、県下全域に広げ回数を増やし実施する。
- 4) 水環境に係る地域に密着した環づくり会議への参加および各種ボランティア活動等に積極的に参加・協力する。

2 計量証明事業(収益事業1)

(1) 計量証明事業及び建築物飲料水水質検査事業

- 1) 一般住民又は事業所、浄化槽保守点検業者等からの依頼により水中及び土壌中の物質の濃度を測定し、計量法第107条の規程による計量証明書を発行するなど計量証明事業を実施する。
水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく水質検査(事業場排水、終末下水道、農業集落排水、漁業集落排水等)
下水の排除制限にかかる水質検査
徳島県生活環境保全条例に基づく水質検査
集落排水処理施設の機能調整確認試験
COD T-P T-N等自動測定器の校正試験
各種製品の浄化槽への影響評価試験
新素材等による水質浄化剤の確認試験
環境影響評価(排水処理施設設置に係る)
環境水の測定
工業用水(冷却水等)の水質検査
汚泥の検査
徳島県生活環境保全条例に基づく土壌検査
その他依頼分析プール水検査
公衆浴場 浴槽水等の水質検査
雑用水水質検査
- 2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第4号の規程による飲料水の水質検査を実施する。
ビル衛生管理法に基づく水質検査
- 3) 上記2事業に関し、新規顧客開拓に努めると共に、水質分析体制と計測・検査機器の整備拡充を図り、精度管理を徹底する。

3 受託講習会及び業務効率化支援並びに各種用紙・物品販売事業(収益事業2)

(1) 浄化槽関係技術者の育成と技術向上に関する事業

- 1) 浄化槽関係の資格者の高齢化が進んでいるため、徳島県に於いて若い世代の資格者を養成する。
①アンケート等により、浄化槽管理士の就労実態を調査するなどして、高齢化の進む実態を踏まえ、ホームページ等あらゆる機会を通じて業界の将来性などを積極的にアピール、若い世代の取り込みを図り、設置数に応じた資格者数を養成する。
②有資格者(浄化槽管理士・設備士)を対象に技術の向上を目的として講習会を開催する。

(2) 浄化槽関係業者の事業の適正化及び効率化等を支援する事業

- 1) 浄化槽関係業者の業務の効率化や迅速性・正確性・継続性の向上、情報漏洩の防止等を目的として、会員企業等が持つ顧客のデータベース化を推進し、検査機関又は業者間での連絡・報告・照会等、相互の情報交換を電子化することを支援する。
 - ①パソコンや業務ソフトの共同購入や開発、あるいはパソコンの実務講習会の開催等を実施する。
 - ②資格者証を発行し、資格者の地位向上と差別化を図る。
 - ③契約済みステッカー等の貼付などにより、値下げを目的とした契約変更が容易に出来ないような方法を検討する。

(3) その他前各号に関連する事業

- ①浄化槽管理士、浄化槽設備士国家試験の申請用紙、浄化槽管理士講習、浄化槽設備士講習の申請用紙、浄化槽工事業登録（届出）申請書および浄化槽工事業登録（届出済）票、浄化槽設置届出書、維持管理標準契約書、保守点検記録票、清掃記録票等の各種用紙等を印刷・販売する。
- ②関係法令等の周知を図るため、浄化槽取扱要綱等関係法令集、汚水量算定要領等の編集・発行（配布又は販売）を行う。
- ③会員企業等に対して、浄化槽関連の物品、機材・資材、測定機器等を販売する。

4 管理部門

(1) 法人運営に関する事業

1) 会員

景気低迷により、浄化槽の新規設置数が減少し、それに伴う会員の退会増など、法人経営が厳しい状況のなか、運営に必要な財源を確保するため、次の事業を行い、組織の基盤強化を図る。

- ①会員の入会促進を図り、会員活動を充実させる。
- ②上部団体との連携強化を図り、維持管理補助金の創設などの要望をする。
- ③全浄連ニュース等各種最新情報を提供する。
- ④浄化槽設備士会、浄化槽管理士会と連携し、無資格者による設置工事及び保守点検業務の排除を検討、資格者の地位向上を図る。

2) 業務執行体制の整備と強化

- ①定期社員総会及び定期理事会（年3～4回）を開催する。また必要に応じ臨時社員総会及び臨時理事会を開催する。
- ②理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項を協議・検討するため必要に応じて常任理事会を開催する。
- ③『環境広報』・『施工技術』・『保守点検・清掃』の各委員会、並びに『浄化槽普及促進部会』を、それぞれ年3回程度開催し、課題や対策を協議する。
- ④業界間の調整を行い、標準契約の円滑な履行等を図るため、上記委員会・部会の合同会議を開催し、連携・協力体制を構築する。
- ⑤事業報告並びに決算に関して、監査を実施する。また必要に応じて中間監査等を実施する。

3) 職員教育等

- ①管理者研修として、経営コンサルタント・社員研修会社等から講師を招き、管理者として必要な能力の向上を図る
- ②職場環境の改善対策として、産業保険推進センター等から講師を招き、メンタルヘルスや腰痛予防等について学習する
- ③警察や保険会社等から講師を招き、交通安全研修を実施する。
- ④職員に個人情報保護法および関係法令に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。

4) 支所の業務の状況

設置届出書受付にかかる財源につき、会員に協力いただき、支所の存続について協議する。
 24年度の勤務体制は別表4のとおりである。

5) その他

①被災時の復旧支援

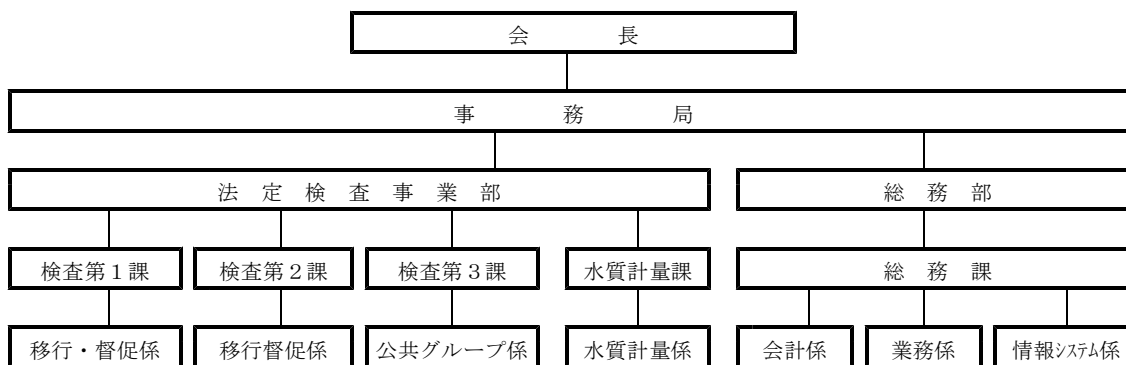
今後発生が予想される、南海・東南海地震等に備え、災害時における浄化槽の緊急点検・復旧等に係る体制を整備すると共に、引き続き大規模災害時の支援協定を県下の市町村と締結する。また、締結済の市町村に対しては、復旧支援協定に基づき、災害支援体制マニュアルを配布し、支援体制の整備・強化を図る。また、市町村が行う災害訓練等へも積極的に参加する。
 なお、県下類似関係団体や近畿等他地域の団体との支援協定を締結する。

②BCP研究部会での研修結果を踏まえ、被災時のリスクの評価及び対応につき、当法人のBCP（事業継続計画）を今年度内に策定するとともに、避難訓練も実施する。

6) その他当法人の目的を達成するための事業

①前記事業の他当法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

6) 事務事業の執行体制



【別表4】

支所の勤務体制

管轄	支所名	受付時間	担当	備考
東部保健福祉局	徳島	AM 8:30 ~ PM 5:00	2人	
	鳴門	<u>AM 8:30 ~ 12:00</u>	1人	但し 月~水
	阿北	AM 9:10 ~ PM 4:00	1人	但し <u>水曜日のみ AM9:10 ~ 12:00</u>
	小松島	AM 8:30 ~ PM 5:00	1人	食品衛生協会へ委託
県南民部局	阿南	AM 8:30 ~ PM 5:00	1人	
	海部	AM 10:00 ~ PM 3:00	1人	但し 月・水・木
県西民部局	美馬	AM 9:00 ~ PM 4:00	1人	
	三好	AM 10:00 ~ PM 3:00	1人	但し 火・木・金